構造改革特別区域計画

- 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 西予市
- 2. 構造改革特別区域の名称 せいよ地域デイサービス特区
- 構造改革特別区域の範囲 西予市の全域
- 4. 構造改革特別区域の特性

愛媛県西予市は、平成 16 年 4 月 1 日に 5 つの町が合併して誕生した。愛媛県南部の南予地方中心部に位置する 514.79 平方キロメートルの広大な面積のまちで、西は宇和海に面し、東は四国山地のカルスト台地に連なる山地が広がり、市域の標高差は約 1,400mに及ぶ。変化に富んだ地形を有する美しく豊かな自然環境・景観を誇るまちであるが、その地形は市内の各地域を急峻な山々で分断し、各地域間の交通アクセスを困難なものにしている。人口は 47,217 人で、うち約 37%が市中心部の宇和町地域に集中し、周辺の地域は過疎化が進み、市全域が過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域に指定されている。

西予市では、障害者が地域の中で多様な生き方ができる社会を目指し、 在宅・地域での生活、活動ができるよう、教育の充実、雇用・就業の促進、 生活環境・社会環境の改善など、包括的な自立支援と心のバリアフリーの 拡充を目指している。

平成 17 年 9 月末現在、本市の身体障害者手帳の所持者は 2,486 人、療育手帳の所持者が 414 人であり、その内 97 人(内訳:身体障害者手帳所持者 26 人、療育手帳所持者 71 人)が 18 歳未満の児童である。なお、本市の障害者人口は年々増加傾向にある。

現在市内には、指定通所介護施設が11カ所(定員268人)あるが、知的障害者通所施設は2カ所(定員35人)精神障害者通所施設は2カ所(定員38人)しかないうえ、その所在は市の中心部に偏っている傾向にある。なお、身体障害者施設においては存在しない状況である。

そのため、市周辺部に暮らす知的障害者及び障害児は、遠方の施設に通うか、住み慣れた地域を離れて施設に入所するか若しくはサービスを利用でき

ない状況にあり、知的障害者及び障害児や家族の大きな負担となっている。 合併後に行った市民アンケートでは、「これからのまちづくりで重視すべき分野」として、人数で2番目に多い約47%の市民が「地域で支える健康と福祉のまちづくり」と答えており、知的障害者及び障害児やその家族のニーズに住み慣れた地域で応えることができるよう、身近なサービス基盤の整備が強く求められている。

5. 構造改革特別区域計画の意義

上記のとおり、障害者福祉基盤整備が遅れているのに対し、指定通所介護 事業所は市内各地に 11 事業所が存在する。

本市では、市内の社会福祉法人が行う指定通所介護施設の機能を有する小規模多機能施設の整備を支援しており、今後もその拡充を支援する方針である。

そこで、特定事業「指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業」を実施することにより、より効果的に障害者福祉基盤の整備が可能となる。

それにより、

障害者等が、住み慣れた地域で、安心してサービスを利用できる。 身近な地域でのサービスの利用で、家族の負担が軽減できる。

地域に密着した小規模多機能施設では、高齢者、知的障害者、障害児と 地域住民、児童などの様々な交流の中で、社会的弱者に対する理解が生 まれ、「地域で支える健康と福祉のまちづくり」の実現を図ることがで きる。

などの意義を持つものである。

6. 構造改革特別区域計画の目標

住み慣れた地域の既存の指定通所介護施設及び地域に密着した小規模多機能施設を利用できることで、知的障害者及び障害児やその家族が「安心」、「安全」、「安楽」な生活を送るとともに、当該施設の様々な利用者が、施設での交流、活動を通じて、地域の中で共に生きていることを実感し、生きる喜び、生きがいを見い出し、積極的に生きることができる。

特に、本事業を行う地域に密着した小規模多機能施設においては、地域の 小学校、幼稚園、保育園、診療所などとの交流を図り、地域内の交流拠点と して様々な住民が交流し、高齢者、障害者等や育児、介護に対する住民の理 解が促進され、ボランティアの育成が図られるなど、地域の福祉拠点となる 施設を目指す。将来的には、地域外の小規模多機能施設との交流ネットワー クにより、本市の地域福祉の基地としたい。

7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1)社会的効果

住み慣れた身近な地域でサービスを利用できるようになり、利用者と家族が精神的な安心、身体的負担の軽減が図られる。

様々な利用者との交流により、地域社会の一員として積極的に地域に関わっていく、前向きな生き方が促進される。

指定通所介護事業所が、地域住民が交流する地域福祉の拠点施設となり、 住民の理解促進、ボランティア育成が図られる。

(2)経済的効果

住み慣れた身近な地域でサービスを利用できるようになり、障害者の家族の通所に係る精神的、時間的な負担が軽減され、就労機会が増加する。 受入事業所の利用率向上による受入体制整備の結果、当該事業所での雇用機会が増加する。

8. 特定事業の名称

指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業

9. 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

特になし

別紙

- 1 特定事業の名称
 - 906 指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業
- 2 当該規制の特例措置を受けようとする者 構造改革特別区域内の指定通所介護事業所
- 3 当該規則の特例措置の運用の開始の日 特例措置の認定の日
- 4 特定事業の内容

知的障害者及び障害児が、身近な介護保険法による指定通所介護事業所においてデイサービス事業を利用することができ、知的障害者及び障害児に対する福祉サービスの向上に寄与できる。本市には、11 箇所の指定通所介護事業所があるが、地域密着施設を目指している小規模多機能施設「あんしんの家」2 箇所で特例措置を開始し、整備計画中の5 つの「あんしんの家」でも順次開設後取り組みを開始する予定である。

また、西予市全域を対象とし、特区内の指定通所介護事業所のうち、市が知的障害者及び障害児の受け入れについてその運営体制、実績が適当と認めた事業所について、当該事業所の定員の範囲内で知的障害者及び障害児の受け入れを認める。

(1) 当初から本特例措置の適用を受けることを想定している事業所の概要 事業者の法人種別及び名称並びに住所

法人種別 社会福祉法人

名 称 社会福祉法人宇和町社会福祉施設協会

住 所 西予市宇和町久枝甲1434-1

デイサービス事業所の名称及び住所

名 称 あんしんの家

住 所 西予市宇和町新城1072

名 称 多田あんしんの家

住 所 西予市宇和町伊延東81-1

指定通所介護事業所、身体障害者デイサービス事業所、知的障害者デ イサービス事業所の別

指定通所介護事業所

(2) 障害者・児関係施設から受ける技術的支援の内容

市内の知的障害者・障害児デイサービス施設「いっとき館」、知的障害者 (児)更生施設「希望の森」、宇和町身体障害者デイサービスセンター等から技術的支援、指導を受けることとし、当該施設における実習、研修の機会を通じ、障害者及び障害児を適切に処遇するための必要な知識及び技能の習得を図る。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 規制の特例措置の必要性

本市には、指定通所介護施設が 11 カ所あるが、知的障害者通所施設は 2 カ所、精神障害者通所施設は 2 カ所しかなく、新規開設の見込みも薄い。このような状況のなかで、知的障害者及び障害児のデイサービスのニーズは確実に増加している。より身近な場所で求められるデイサービスを提供するためには、身近な地域にある指定通所介護事業所で、知的障害者及び障害児を受け入れることが必要である。

(2) 要件適合性を認めた根拠

下記のとおり、特例措置の内容における具体的な取扱いに合致している。 あんしんの家

- ア 食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害 者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が3 m³以上であること。
 - 3.04㎡/人
 - ・食堂及び機能訓練室の面積:42.6㎡
 - 利用者:14人
- イ 指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数 と知的障害者及び障害児の利用数の合算数で基準を満たしているか 判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

・生活相談員・看護職員・介護職員3人基準 1人以上・介護職員

- ・機能訓練指導員 1人(兼務)基準 1人以上
- ウ 本特例措置において行う事業は、各デイサービスの利用対象者に 対するサービス提供に影響を及ぼさない範囲で行うこと。
 - ・知的障害者及び障害児の利用者数は定員(14人)の範囲内で、概ね2人程度を目安に受け入れるものとする。2人の受け入れに

ついては、高齢者の利用も含めて余裕を持った範囲であり、利用対象者に対するサービスの提供に影響はない。

多田あんしんの家

- ア 食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害 者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が3 m²以上であること。
 - 3.36㎡/人
 - ・食堂及び機能訓練室の面積:47㎡
 - ・利用者:14人
- イ 指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用数の合算数で基準を満たしているか 判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

・生活相談員 2人 基準 1人以上・看護職員 1人 基準 1人以上・介護職員 2人 基準 1人以上

- ・機能訓練指導員 1人(兼務) 基準 1人以上
- ウ 本特例措置において行う事業は、各デイサービスの利用対象者に 対するサービス提供に影響を及ぼさない範囲で行うこと。
 - ・知的障害者及び障害児の利用者数は定員(14人)の範囲内で、概 ね2人程度を目安に受け入れるものとする。2人の受け入れに ついては、高齢者の利用も含めて余裕を持った範囲であり、利 用対象者に対するサービスの提供に影響はない。